

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
	(1) 協議事項について	1
	① 矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について	1
	② 令和3年度矢板市議会日程（案）について	2
	(2) 報告事項について	2
	① 塩谷広域行政組合議会について	2
	② 旧長井小学校の賃貸借契約の更新について	3
	③ 旧西小学校の利活用について	4
	④ 矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に伴うパブリックコメントの結果について	6
	⑤ 矢板市国土強靱化地域計画策定に伴うパブリックコメントの結果について	6
	⑥ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について	7
	⑦ 令和3年度当初予算の概要について	8
	⑧ 矢板市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について	12
	⑨ 第8期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリックコメントの結果について	13
	⑩ 介護保険制度改正に伴う矢板市介護保険条例等の一部改正について	14
	⑪ 矢板市子ども未来館のオープンについて	16
	⑫ 新型コロナウイルスワクチン接種の実施について	17
	⑬ 矢板市企業誘致条例の一部改正について	29
	⑭ 矢板市選挙管理委員会委員長及び職務代理人について	34
4	その他	34
5	閉会	36

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長兼総務課長
- ⑦ 高齢対策課長
- ⑧ 子ども課長
- ⑨ 健康増進課長
- ⑩ 商工観光課長
- ⑪ 選挙・監査事務局長

【 欠席説明員 】

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
高 橋 弘 一
佐 藤 裕 司
塚 原 延 欣
村 上 治 良
田 城 博 子
沼 野 晋 一
小野崎 賢 一
星 野 朝 子

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹

薄 井 勉
森 山 敦

1 開 会

○議長（石井侑男） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございました。

本日の議題につきましては、旧長井小学校の賃貸借契約の更新についてなど、13件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本妙子） 矢板市議会の議員報酬の特例に関する条例の一部改正については、本日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果の概要を御報告いたします。

議員報酬については、コロナ禍における教育環境の充実に資するため、昨年6月定例会において議員報酬の特例条例を制定し、議員報酬月額の5%を削減しています。

令和3年度においても、引き続き、教育環境の充実に資するため、議員報酬月額5%を削減することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議運長報告のとおり、御了承願います。

次に進みます。

② 令和3年度矢板市議会日程(案)について

○議長 説明を求めます。

○議会事務局長(薄井勉) 令和3年度矢板市議会日程表(案)について、御説明いたします。

日程表(案)を、別紙のとおり予定させていただきました。今後のスケジュールに御配慮くださるようお願いいたします。

この日程表(案)につきましては、やむを得ず、変更する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、令和3年度矢板市議会日程については、(案)のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

(2) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 私から御報告いたします。

昨日2月9日、午後1時30分からエコパークしおやにおいて、全員協議会

が開催され、その後、第 142 回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案については、議案第 1 号 令和 3 年度塩谷広域行政組合一般会計予算、議案第 2 号 令和 3 年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算、議案第 3 号 令和 2 年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 4 号 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例の全部改正について、議案第 5 号 単純労務職員の種類及び基準に関する条例の全部改正について、議案第 6 号 塩谷広域行政組合職員の旅費に関する条例の全部改正について、議案第 7 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第 8 号 塩谷広域行政組合職員の降級に関する条例の一部改正について、議案第 9 号 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正についての、計 9 議案が提出され、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

ただいまの報告について、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないと認めます。

次に進みます。

② 旧長井小学校の賃貸借契約の更新について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長（高橋弘一） 資料はございませんので、お聴き取りをお願いいたします。

特定非営利活動法人ワーカーズコープと締結しております、旧長井小学校の賃貸借契約が、令和 3 年 3 月 31 日で満了となりますので、この賃貸借契約について、契約を更新するものでございます。

賃貸借の物件につきましては、現在の契約と同じ、旧長井小学校の校舎南棟になります。賃貸借の期間につきましては、令和3年4月1日から1年間といたしまして、賃借料につきましては、現在と同額の、年額120万円となります。

このことにつきましては、財産の減額貸付となりますことから、来る第366回矢板市議会定例会に、議案として提出いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

③ 旧西小学校の利活用について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長 旧西小学校の利活用につきましては、令和元年度に公募型プロポーザルを実施いたしましたけれども、事業者決定までには至りませんでした。今回、別添資料のとおり、再度募集を行ってまいります。

まず、1の「公募物件の概要」でございますが、「(4) 対象施設」といたしまして、体育館、プールなども含めました、校舎及び校庭の全体利用としております。

2の「募集の趣旨」でございますが、3行目に記載してありますけれども、移住・定住の促進を含めた人口増加につながる事業や、安定的な就業・所得機会の創出による地域経済の活性化、さらには地域課題解決への未来技術の開発・活用など、次期総合戦略に資する利活用の提案を募集いたします。

事業期間につきましては、10年から20年間。賃借料につきましては、年額

225万6,000円でございます。

スケジュールでございますが、2月15日、来週月曜日から募集手続きを開始いたしまして、3月15日に締め切り、提案者によるプレゼンテーション等を3月19日に予定しております。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○神谷議員 特記事項に、土砂災害警戒区域に指定されていて、現在対策工事が実施されていますと書いてありますけれども、この工事によって、警戒区域が解消されるという理解でよろしいのでしょうか。

○総合政策課長 現在、県の事業で、この対策工事を実施しております。こちらが実施されても区域の解除にはならないという理解でございますが、対策工事を実施して、安全対策をするという事業でございます。

○神谷議員 条件等の⑥には、選挙時や災害時には、施設を開放することと書いてあるのですが、その警戒区域が解除されずに、災害時に使用するというのはどうかと思うのですが。

○総合政策課長 この工事につきましては、何年間か継続で実施している工事でございます。この工事が完了すれば、ある程度安全な対策工事をしておりますので、体育館を災害時の避難所にしたりという使い方ができるのではないかと、この公募の条件に入れまして、こちら事業者との交渉になりますけれども、そういったところで対応できればということで、この要項に入れてございます。

○神谷議員 そういう条件を十分周知していただかないと、事故が起こった場合に問題になると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

④ 矢板市総合計画及び矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長 総合計画、総合戦略ともに、お一人の方から意見が提出されました。

総合計画につきましては、11件の意見が提出されましたが、類似の意見がございましたので、回答数につきましては10件となっております。意見の内容、それから意見に対する考え方につきましては、資料に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、パブリックコメントのほか、矢板市総合計画等策定懇談会の委員の皆様からも、別途意見を頂いております。

この計画につきましては、次の定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 矢板市国土強靱化地域計画策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長 こちらも、お一人の方から、3件の意見が提出されました。

意見の内容、意見に対する考え方につきましては、資料に記載のとおりでございますけれども、1件目の意見に関しましては、御意見のとおり、福祉

避難所の確保の次に、避難場所の環境整備を追加することといたしました。

なお、環境整備の内容等につきましては、別途、個別計画であります地域防災計画等に記載することといたしております。そのほか2件の御意見につきましては、記載のとおりでございます。

この計画につきましても、次の定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

○議長 説明を求めます。

○総合政策課長 資料はございませんので、お聴き取りをお願いいたします。

こちらは、1月31日に成立いたしました、国の第3次補正予算における臨時交付金でございます。

今回、矢板市に配分されました限度額は、約1億8,400万円ございました。この臨時交付金につきましては、国の第1次補正予算、第2次補正予算におきましても矢板市に配分されておりましたが、それらを合わせました交付限度額の合計は、約6億6,200万円となっております。

矢板市では、感染症に強いまちづくりと、地方創生の実現を図るため、この臨時交付金を活用した一連の取組を、アフターコロナ矢板創生戦略といたしまして、その基本方向としての、命を守る、経済を復興する、学びを取り戻すの3つの柱の観点で、この臨時交付金を今まで活用してまいりました。今回につきましても、同様の考えで活用してまいりたいと考えております。

現在、この臨時交付金の活用事業を、計画・検討しているところであります。年度内の執行が必要な事業につきましては、取りまとめ次第、補正予算の専決処分をいたしまして、来る定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます

⑦ 令和3年度当初予算の概要について

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 令和3年度は、次期総合計画及び国土強靱化地域計画などの初年度でありますので、当初予算には、この計画を推進するための経費、また新型コロナウイルス感染症対策、アフターコロナにおける新たな日常を実現するための各種事業など、コロナ禍において、厳しい財政状況の中にあっても健全財政を堅持するという、中身の詰まった積極的な予算でございます。

それでは、資料の1ページ、歳入歳出予算会計別一覧表を御覧ください。

まずこれを説明する前に、今回の当初予算を編成するに当たりまして、齋藤市長から、矢板市の財政力から見て、一般会計は130億円以内というのが妥当との指示をいただきましたので、全庁的にこの共通認識を持ち、担当課からの要求、そしてさらに厳正な査定を行いました。

その結果130億円以内とはいきませんでした。1にありますように、一般会計の予算総額は130億800万円、前年度から4億5,600万円、率で3.4%の減ということになりました。

特別会計につきましては、介護保険、後期高齢者医療が増加しております、国民健康保険、ハッピーハイランド矢板排水処理事業が減少しております。また、企業会計では、水道事業が増加し、下水道事業が減少ということでもあります。

一般会計、4つの特別会計、水道事業会計と下水道事業会計を合わせた総予算額は、227億6,140万円、前年度に比べ6億1,420万円、2.6%の減となっております。

それでは、2の一般会計歳入予算款別一覧表の説明となります。主なものを御説明させていただきます。

まず1款 市税、ここに記載はありませんが、このうち個人市民税につきましては、人口減少などによりまして納税義務者が僅かに減少しているほか、景気悪化の影響で給与特別徴収が落ち込むと見込みまして、令和2年度に比べまして7,295万円の減、また法人市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度の景気動向指数が3月から9月のものですが、これが前年に比べ大幅に落ち込んだこと、また令和元年10月施行の新税率を考慮し、令和2年度に比べまして9,693万円の減を見込んでございます。

一方で固定資産税につきましては、太陽光発電に係る償却資産の増加によりまして、対前年度比2,674万円の増となっております。

市税の全体といたしましては、42億8,261万6,000円となりまして、対前年度比1億2,888万9,000円、2.9%の減となっております。

以下、対前年度比の増減額の大きいものを中心に、御説明をさせていただきます。なお、コロナ禍ということもございますので、金額の読み上げのほうは省略させていただきたいと思っております。

それでは2款 地方譲与税、7款 地方消費税交付金、こちらは減ですが、国・県から交付される地方譲与税や、各種交付金など、これらは令和2年度の収入状況や総務省の速報を勘案してございます。

一方、11款 地方交付税、こちらは国の地方財政計画で5.1%の増となっているため、矢板市に交付される普通交付税は、令和元年度決算額より増加すると見込んでおります。また、特別交付税は前年度同額を見込み、地方交付税は増となっております。

14款 使用料及び手数料は、使用料及び手数料の改定に伴う増を見込んでございます。

15款 国庫支出金、こちらは、矢板北スマートインターチェンジの整備完了などにより、減となっております。

19款 繰入金。繰入金につきましては、平成13年度以来、20年ぶりに財政調整基金からの繰入れがないということなどから、大きく減となっております。

22款 市債、こちらは、国の地方財政計画の見込みで74.5%増という見込みが出ているのですが、それを反映しまして、臨時財政対策債が増えるということで、増となっております。

表の、下から2行目、自主財源は、使用料及び手数料、財産収入や寄付金といったものは増加しておりますが、市税、分担金及び負担金、繰入金などの減により、前年度比1.6ポイント減少、43.2%となっております。

2ページをお開きください。3 一般会計歳出予算款別一覧表でございませう。同じく、増減額の大きいものを中心に説明させていただきます。

3款 民生費、こちらは、子ども家庭総合支援拠点運営事業などの減少によりまして、減となっております。

4款 衛生費、こちらは、ごみ収集の業務委託を長期継続契約3年で実施しております、これの更新ということで、実施額ではなく設計額を予算化する必要があるため、増となっております。

6款 農林水産業費は、ため池施設長寿命化計画策定業務委託、また、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などによりまして、増となっております。

8款 土木費は、矢板北スマートインターチェンジ整備完了などによりまして、減となっております。

10款 教育費は、国民体育大会の準備がおおむね終了したということなどによりまして、減となっております。

12款 公債費は、小中学校のエアコン整備工事を実施しましたが、その償還が始まるということで、増となっております。

次に、4 一般会計歳出予算性質別一覧表となります。

1 人件費は、職員数の減のほか、期末手が0.05か月分減となったことによりまして、減となっております。

2 物件費は、土地改良事業、あるいはごみ収集事業、学校給食事業などの増加によりまして、増となっております。

5 補助費等は、とちぎ国体矢板市実行委員会への交付金の増加によりまして、増となっております。

6 普通建設事業費のうち、補助事業につきましては、矢板北スマートインターチェンジの完了などにより減少。また、単独事業費につきましても、国民体育大会の準備がおおむね終了したということでの減となっております。

この表の、下から2行目、義務的経費の構成比ですが、こちらが前年度比

2.1ポイント増加し、50.1%となっておりまして、投資的経費は、事業費が減少しているため、前年度比5.1ポイント減少し、7.6%となっております。

続きまして、3ページ以降の主要事業一覧表であります。この一覧表は款別にまとめてございまして、表の右側の主要事業の欄のところに、その対象事業を記載しております。

新規事業につきましては、財政管理費のところにあるような、隅括弧でくくっております。また括弧で、補足説明なども記載してございます。

この新規事業につきましては、11月の全員協議会で御説明をさせていただきましたので、恐れ入りますが、説明は割愛させていただければと思います。後ほど御確認を願います。

以上が令和3年度当初予算の概要になります。この予算の議案につきましては、3月議会に提出し、その際に詳しく御説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑧ 矢板市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○総務課長 今般のコロナ禍におきまして、市長、副市長、教育長の給料を、令和2年7月から本年3月までの9か月間におきまして、5%削減をしておりましたが、令和3年度におきましても、引き続き削減を実施するいたしました。

この削減で生み出された経費につきましては、新型コロナウイルス感染症

対策における、学校教育でのICT学習の環境整備の一部に充てる予定でございます。

これに伴います関係条例を、3月定例会に提出したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑨ 第8期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長 説明を求めます。

○高齢対策課長（村上治良） 第8期矢板市高齢者プランの策定に当たり、昨年12月11日から今年1月5日までパブリックコメントを実施したところ、2名の方から5件の御意見を頂きましたので、御報告いたします。

添付資料を御覧ください。頂いた御意見に対する市の考え方を、一覧表にまとめさせていただいたところでございます。御意見を受けまして、プラン内容の変更はございませんが、貴重な御意見として承り、引き続き第8期プランにおきましても、関係機関との連携強化を図るとともに、高齢者の個別状況に応じた支援及び介護予防の普及啓発に努めてまいります。

今後の予定につきましては、第366回市議会定例会におきまして、介護保険条例の一部改正案などを御審議いただきまして、議決をいただきました後に、4月の広報やいた及び市ホームページにて告知を行い、第8期プランの運用を開始するという運びとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑩ 介護保険制度改正に伴う矢板市介護保険条例等の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○高齢対策課長 令和3年4月からの介護保険制度改正に伴い、矢板市介護保険条例等の一部改正が必要となることから、関係条例の整備の概要について、御報告いたします。

具体的には、大きく分けますと2つございまして、1つ目が高齢者プラン策定に係る介護保険料の設定に係る条例改正、2つ目が国の省令改正に伴い、市が所管する介護保険サービス事業所の、運営に関する規定の整備のための条例改正となっております。

まず1つ目ですが、添付資料の第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の所得段階別介護保険料（見込額）を御覧ください。

こちらは、段階別保険料の一覧となっております。段階の設定、各段階の額ともに現在と同様に据え置くこととするものであり、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、高齢者プラン期間中の第1号被保険者、65歳以上の方ですが、介護保険料を基準額で、月額6,000円と据え置くというものでございます。

この介護保険料につきましては、向こう3年間の介護給付費や地域支援事業費の見込み、被保険者数の見込み等を積算した上で、必要な保険料額を決定してまいります。保険給付費の伸びが緩やかであること、また次期計画期間中において、新たな介護保険施設の増設は行わない予定であることなどから、現在の額を据え置く形で対応していくというものでございます。

次に2つ目でございますが、こちらは資料はございませんので、お聴き取

ります。こちらは、国の省令改正に伴い、市が所管する介護保険サービス事業所の運営に関する規定の整備となるもので、条例改正が必要になってまいります。

改正が必要となる条例は4つございまして、それらが「矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」、「矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」となっております。

その内容といたしましては、現在市内11か所で運営されております、居宅介護支援事業所の管理者要件を緩和するというもののほか、近年多発する自然災害を受けまして、地域と連携した災害対応を強化すること、従事者の認知症への対応力を強化すること、介護人材不足を踏まえ、施設の人員配置基準を緩和すること、ケアマネージャーにつきましては、より質の高い業務を行うこと、グループホームにつきましては、地域の特性に応じて利用者数の弾力化を図ること、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、感染症対策を強化するとともに感染者や災害が発生した場合にも業務が継続できるように取り組むこと、そのほか、ハラスメント防止対策であったり、介護における通信情報機器の活用などが主な改正内容となっているところでございます。

今回御報告させていただきました5つの条例改正につきましては、第366回市議会定例会に提出させていただきます。御審議いただく予定でございます。

ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑪ 矢板市子ども未来館のオープンについて

○議長 説明を求めます。

○子ども課長（田城博子） 矢板市子ども未来館のオープンについては、1月13日の全員協議会で、2月6日のオープンセレモニーの開催を延期することを報告いたしました。

その後、2月8日、栃木県の緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、明日、2月11日にオープンすることといたしました。

当日は、イベント等を行わず、開館に当たりテープカットだけをしまして、その流れで通常運営いたします。

なお、栃木県において、引き続き感染拡大防止対策等を講じることとしておりますことから、利用者につきましては、矢板市在住の方のみと限定いたします。

基本的には、1クール1時間で、親子20人の事前予約制といたします。午前中2クール、午後2クールとし、入れ替え時には消毒を行い、感染防止対策をしながら実施してまいります

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑫ 新型コロナウイルスワクチン接種の実施について

○議長 説明を求めます。

○健康増進課長（沼野晋一） 新型コロナウイルスワクチンの供給時期や、供給量等が、国からまだ示されていない状況であります。また、矢板市医師団との調整中でありますので、不確定な部分もございますが、現在の進捗状況について御説明したいと思います。

まず接種順位につきましては、最初が医療従事者、2番目が65歳以上の高齢者、3番目が基礎疾患を有する人や高齢者施設の職員、そしてそのほかの一般の方ということになります。

接種回数につきましては、現在承認申請が出ておりますファイザー社製のワクチンにつきましては、1人2回の接種となっております。

接種の予約方法につきましては、インターネットでの予約、またはコールセンターでの予約ということで、現在準備を進めているところでございます。

実施体制につきましては、接種順位1番目の、医療従事者につきましては、市内4つの医療機関において接種する予定でございます。詳細につきましては、矢板市医師団のほうで調整中でございます。

接種順位2番目の、65歳以上の高齢者につきましては、4月上旬に接種開始できるように、準備・調整をしているところでございます。接種方法といたしましては、基本的には集団接種での実施を予定しております。

会場につきましては、文化会館小ホールを予定しております。小ホールにつきましては、電灯及び給排水設備を仮設で復旧させまして、一時的に利用するものでございます。また、仮設の空調設備を、会場内に設置する予定としております。

人員体制といたしましては、矢板市医師団と連携いたしまして、5班体制

での接種実施を予定しております。そして1日当たり、約1,000人の接種を見込んでいただいております。

実施日につきましては、毎週日曜日の午前、そして午後での実施に向けて、医師団と調整中でございます。さらに日曜日以外にも、医療機関の休診日に合わせて実施できるよう、市医師団が各医療機関と調整を行っているところでございます。

市職員の体制といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種の総合調整につきましては、令和2年4月に設置されました感染症対策班で行っているところでございます。

また集団接種の際には、会場に、毎回庁内各課から応援が入り、受付や会場誘導などに従事することになっているところでございます。

さらに、集団接種と並行して個別接種ということで、各医療機関での接種について、実施に向けて現在矢板市医師団と調整中でございます。

こちらのほう、当初ファイザー社製のワクチンは、マイナス75度C程度の超低温での保管が必要であり、超低温冷凍庫の設置場所での接種が基本であったため、ほかの医療機関への個分けは原則できないというお話でございました。よって、矢板市としましても、集団接種ということでの実施を予定しておったところでございます。

しかし、最近になりまして、練馬区モデルという、ワクチンを個分けしまして、かかりつけ医院などでの接種を軸とする個別接種での接種体制も、国から先進的な取組事例として示されたところでありまして、矢板市も、集団接種だけでなく、個別接種についても、急遽実施に向けて、矢板市医師団と調整することになったというところでございます。

このように、国から接種実施方法やスケジュール、ワクチン供給量等、ワク

チン接種に関する情報がなかなか来ない、また情報が更新されてしまうなどという状況でございますので、ワクチン接種体制の構築に大変、現在苦慮しているところでございます。

このような状況でありますけれども、矢板市医師団の御協力の下、最新の情報に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、体制の整備に努めてきたいと思っております。

なお、ワクチン接種に係る費用につきましては、緊急対応に伴う補正予算を編成する予定でございます。この専決処分の承認につきましては、次回開催されます議会において、議案として提出させていただきますので、御審議の上、御了承いただきたく存じます。よろしく申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○小林議員 接種方法の全体像は分かりましたので、コロナワクチンがどういうものかという、ワクチンに関する情報の、一般市民に向けての説明というものは考えていらっしゃいますか。一般市民向けに、ワクチンの安全性と効果とか、そのようなことを何か考えていらっしゃいますか。

○健康増進課長 ワクチンの一般市民向けの周知ですけれども、現在、国のほうに承認申請されています、ファイザー社製のワクチンにつきましても、現在承認がされていないというところで、詳細な説明等につきましては、国のほうから、承認後の説明ということで示されておりますので、こちらのほうが示され次第、ホームページ等で周知を図っていきたいと思います。

副反応等も含めて、国のほうから示されたものについては、当然、市のほうでは、市民に周知をしていきたいと考えております。

○小林議員 ではよろしく申し上げます。

私から要望なのですが、1番目に医療従事者に対する接種が始まるという

ことですが、厚生労働省もホームページで、医療従事者等への接種についてという項目がございまして、その中に、接種を受ける際の同意という項目が記載されております。

そこを読みますと、新型コロナワクチンの接種は強制ではありませんと、そしてしっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種を行いますと、予防接種を受ける方には、予防接種による感染予防の効果と、副反応リスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきますと、受ける方の同意なく、接種が行われることはありませんと、また、職場で全員に必ず接種するよう求めたり、周囲の方に接種を強制したりすることのないようお願いすると、これは厚生労働省のホームページに記載されている接種についての項目でございますので、ぜひこのようなことも含めて、これから順次、一般市民に向けてもこれからされていくわけですが、この辺の情報をしっかりと提供していただけたらよいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、今回のコロナワクチンは、今まで人類が経験したことのないワクチンということですので、特に安全性につきましては、丁寧な説明をしていただければ幸いですと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

○伊藤議員 私からは3点ほど質問をさせていただきたいのですが、まず1点、小林議員も今、質問をされましたが、昨日のNHKのニュースによりますと、約80%の人が、コロナウイルスに対して、終息に向けての期待感が非常に高いというアンケート調査があったようでございます。

反面、各種世論調査によれば、すぐに接種を受けたいという方が約30%、残り70%の方が、様子を見たいとか、当面受ける気はないと、やはり危険性

を伴うからだということだと思いますが、矢板市としての現状が、分かる範囲でよろしいですからどういった状態なのか、またその中で、これは小林議員も言っていましたけれども、啓発をどのように持っていくのかということ、1つの質問とさせていただきます。

また、2つ目の質問です。会場が1か所だけでは、高齢者の移動などの負担が非常に大きいのではないかと、また、高齢者施設入所者の方の接種を考えますと、集団接種と言いながらも地域的なバランスが必要なのではないかと思います、そういったことに対する対応は。

個別接種ということもあるようでございますが、なるべく高齢者に対する負担を少なくできる方法は何かないか、これは本当に模索しなくてはいけないことかと思いますが、それに対する対応をお聞きかせいただきたい。

それと、川崎市の事例、集団接種訓練などを行いました、それが各自治体における一つの模範になるのではないかと。練馬区の新しい事例も考えられますが、市としまして、そういったことに対する訓練というのはされないのか。

これはやはり、いきなり現場において接種を行うということは、やはりその事態におきまして、皆さんが不安を持つのではないかと、現場の方々が医療従事者も含め、そういった意味で、訓練が一度くらいは必要だと思いますが、それに対する見解をお示しいただきたいと思います。

ファイザー製薬のお話も出ましたが、6回、7回できるものが、実際には5回しかできないというような報道もありますので、1,000人の方が、仮に6回、7回で計算したものが5回しかできないとなると、2割くらいは接種人数が減ってくるのかなと思いますので、その辺の見解をお示しいただきたいと、以上です。

すみません、質問は4つです。

○健康増進課長 まず1つ目の、矢板市民がどのくらい接種したいかどうかということでございますけれども、アンケート等を取っておりませんので、現在どのくらいの方がすぐ受けるのか、受けたくないとかといったことについては、現在把握しておりません。

そういったことも含めて、当然、受けるのに不安になっている方もいらっしゃると思いますが、先ほど小林議員にも回答しましたけれども、周知のほうはホームページ等を通じまして、副反応等、そういったリスクも含めまして、周知のほうはしてまいりたいと思います。

また、会場を文化会館小ホールということで、集団接種のほうは考えているところですが、先ほど説明いたしましたとおり、個別接種につきましては、現在、矢板市医師団のほうに、個別接種ができる医療機関があるかどうかということも含めて検討していただいておりますので、各医療機関のほうで接種できるということであれば、近くの医療機関で実施できる可能性がありますので、そちらのほうは現在検討していただいているところでございますので、調整中ということでお願いしたいと思います。

また、小ホールのほうで訓練はしないのかということですが、現在、医師団のほうで、集団接種に協力していただける医師・看護師等について、現在調査中・調整中でございますので、そちらのほうは固まり次第、実施していただける先生を含めて、訓練というか流れについては、当日接種する際に、やはり訓練というのは必要だと思いますので、やっていきたいと考えております。

昨日ですが、医師団の先生2名と、現地のほうをこのような形と、接種の会場とか、問診の会場とか、待合室はここにしましょうかというような、打

合せは昨日したところでございまして、まだ詳細な訓練ができる状態ではないのですが、ある程度のイメージについては、医師団の先生2名と打ち合わせたところでございます。

また、ファイザー社製のワクチンが、1バイアル、1つの単位が6名分から5名分ということになってしまったのですけれども、もともと一番最初の説明では、1バイアル当たり5名分というふうに言われていました。

ところが、途中から6名ということになって、やはりワクチンを注射器に入れる際に、5名分しか取れないのではということになって、また5名に戻ってしまったということで、やはり国のほうでも、いろいろこういったことで、説明が変わってきてしまったり、これに限らず、先ほど言いましたが、個分けは駄目だということで話はされましたけれども、途中から個分けも可能ですとなってきたり、国のほうからの説明がいろいろ更新されてしまう、新しく変わってしまうということで、こちらのほうもなかなか体制整備が進まないというようなことになってございます。

ですので、新しい情報に基づいて、やはりそれに合わせた体制を整備していかなければならないと思いますので、最新の情報に注意をしながら、体制整備のほうは進めてまいりたいと思います。

○伊藤議員 小ホールで約1,000名ということですが、これは1人当たり何分くらい接種にかかる時間を考えていらっしゃいますか。例えば、まれに、アナフィラキシー症候群にかかってしまうという事例もあるようですので、それも含めて、大体どのくらいの接種時間がかかる予定なのでしょうか。

○健康増進課長 1日当たり5班体制で1,000名ということでありまして、今、今の計画ではそのように考えております。

それにつきましては、1人当たり2分程度と考えてございまして、副反応が

出てしまった場合の想定は、1日1,000名というところには入ってございません。

ただ、5班ということで、5名は先生がその場にいらっしゃいますので、その先生方で対応という形になると思います。

1,000名の中に副反応は入っておらず、1人2分でいくと、大体午前中3時間半、午後3時間半ということで、7時間で約1,000名ということで考えております。

○伊藤議員 この副反応に関しては、ある程度のデータはあるのかと思いますけれども、矢板市規模の人口では、パーセンテージで言うとどのくらいになるか、把握されていますか。

○健康増進課長 いろいろ海外等で接種されているという状況で、数字等は示されているところでございますけれども、では矢板市での推定ということであれば、その数字を使えばよいのでしょうかけれども、現在のところそれについては把握しておりません。把握していないというか、計算をしておりません。

○伊藤議員 では、後でそれは調べてから教えてください。お願いします。

○議長 ほかにございませんか。

○掛下議員 ワクチンに関して1点だけ、今2分と言いましたけれども、医者の下での待機が必ず15分いると、何か問題が起きては困ると。

それはものすごく重要なので、待機場所と、1人15分くらいかかるということは必須条件となっていますので、漏れのないように。その辺の回答をお願いします。

○健康増進課長 接種後に待機してということでもありますけれども、そちらのほうにつきましては、先ほど伊藤議員に回答しましたのは、1人当たり接種

が2分程度ということでありまして、その後、接種後には、今言われているのは通常の方で15分、アレルギーがある方は30分ほど待機していただきたいということで、国のほうから示されておりますので、それは当然考えております。

ということで、2分でその方が終わるということではなくて、接種の前の問診票を記入するところから、接種後の待機も含めまして、1時間程度は会場のほうにいることになってしまうのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

○神谷議員 日程に関して、情報として4月上旬開始としか書かれていないのですが、それまでの、恐らくクーポンが配られるかと思えますけれども、クーポンに予約の案内とかが併せて送られるのかなと思えますが、その辺の日程とかを教えていただきたいのですが。

○健康増進課長 スケジュール等につきましては、現在、国のほうから4月からということ、示されてはいるのですけれども、実際に4月の何日というところまでは示されておられません。

ですので、そのクーポン発券につきましても、いつから予約ができるのかということも記載しなければいけないということでもありますので、4月上旬ということであれば、3月中旬以降にクーポン券を発行して、いつから予約ができますということも記載しながら送付できるのではないかと考えているのですが、現在のところ、はっきりした国のほうのワクチン供給のスケジュールが示されておられませんので、示された段階で市のほうがそれに合わせていくという状況になっておりますので、大変申し訳ありませんが今のところ、いつというところのお答えができない状況というところでございま

す。

4月の上旬ということであれば、3月中旬以降には発行しなくてはならないというところで、当然、それについては準備は進めておりまして、3月中旬以降であれば発券できる状態にはしておりますけれども、いつというのは今のところは言えないという状況でございます。

○神谷議員 間に合うように準備はしていることですね。

あと、問診なのですが、現場で問診票を書くとかかるということなので、問診もクーポンと一緒に送るとするのがいいという情報もありますので、その辺を考慮いただければと思います。

○健康増進課長 問診票も一緒に同封というお話ですけれども、現在のところ、その問診票自体も示されていないところです。全国どこでも接種ができると、基本的には住民票がある場所での接種ということになるのですが、例外的にほかの市町村でもできるということもありまして、問診票等も統一したものになるという予定でございます。

そちらのほうも示されていない状況でございますので、間に合えば入れるということも可能なのですが、今のところ、矢板市としましては、同封しないで、その場で書いていただいて、ただ、書くのもやはり、高齢者につきましては書き方等不安とは思いますので、一緒に書けるように、職員のほうを何人か問診票を書くところに配置しまして、質問等があればそこで回答できるようにしまして、一緒に問診票が書けるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

また、副反応などについて不安な方もいらっしゃるかと思うので、今のところの予定では、そこに相談コーナーみたいなものを設けて、そういった不安がある方にも、相談できるコーナーを作りたいと考えているところ

です。

○神谷議員 よろしくお願ひします。

○議長 ほかにございませぬか。

○中村議員 1点お尋ねいたします。ここに示された内容は、前置きがあつて、不確定要素が多すぎましてという話がありまして、そういう中で、大変な御苦勞をされているのであらうと思ひますけれども、仮にですが、接種対象者、ここに記載の3万2,000人で、週1,000人ということで、単純に、スムーズに接種できたとすると、3万2,000人の1回目が終わるのに32週、月でいくと約8か月ぐらひかかると、2回目が終わるにはその倍かかると、単純計算でいくとそうなります。

今、ほかの自治体でも、混乱なく、速やかに多くの方が接種できるようにと、いろいろ奮闘されているのであらうと思ひますが、ここに示されている内容でいくと、単純計算するとそうなつてしまひますが、そこは当局としてはどのようにお考えですか。

○健康増進課長 確かに、単純計算でいきますと、長期間にわたつてしまふということございませぬ。

實際は、先ほども説明申し上げましたが、集団接種につきましても、現在は日曜日1回ということで計画しているところですがけれども、現在、医師団のほうで、ほかの曜日について、例えば休診日が水曜日であつたり、木曜日であつたり、土曜日の午後であつたりとか、そういった医療機関もありますので、その医療機関が休診日に、集団接種を実施できないかということ、検討いただいている状況ございませぬ。

また、ワクチンの状況でも、ファイザー社製につきましても、このように集団接種が望ましいということで、集団接種を検討したのですが、ほかのワクチ

ン等につきましては、ファイザー社製のように低温ではなくてはいけないということではなくて、通常の冷蔵でもできるようなワクチンもございますので、これは予定でございますのではっきり言えませんが、こういった取り扱いやすい、一般の医療機関でもできるようなワクチンであれば、個別接種が今後できるようになってくるのではないかと、ということもございます。

また、そういったワクチンの供給状況にもよりますが、そういったことも含めて、週1回の日曜日の接種ですと1,000回分、1,000人、ということになってしまいますけれども、ワクチンの状況とか、医療機関の体制とか、そういったことも含めて、今後増えてくるのではないかとということで考えておりますので、単純に、今の1,000人で週1回ということだけでは、かなり長期的になってしまうのではないかとということもありますので、そういった体制とか、ワクチン開発状況とか、そういったものを期待しながら、考えているという状況でございます。

○中村議員 様々な面で、不確定な要素が多い内容なのですが、それに接種を望む人、望まない人がいるかもしれませんし、その辺は分かりませんが、接種を望む人には、速やかにできる体制づくりというのは必要ですので、今の仮の数字がそのままいくと、8か月、全部終わるのに16か月、これは何なのですかと言わざるを得ない、そういう数字になりますから、これは机上だけの話かもしれませんが、矢板市としても、速やかに接種できる体制をとって行かなければならない、というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これは要望ということで、答弁は結構でございます。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑬ 矢板市企業誘致条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○商工観光課長（小野崎賢一） 資料を御覧ください。

改正の趣旨でございますが、矢板南産業団地の販売区画が残り僅かとなり、矢板南産業団地のみならず、市内への企業誘致を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、条例を改正するものでございます。

改正の内容を御説明いたします。現行の条例における誘致地域の定義というのは、都市計画法に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域となり、また、県、市等が造成した地域、また、その他市長が特に認めた地域として規定しておりました。

が、改正後におきましては、誘致地域以外にも奨励金を交付するということにします。

また、対象施設は、工場、研究所、その他事業所で、規則で定める施設となっておりましたが、その規則で定める施設というのは、中小企業創造活動促進法で定義する新規成長分野としておりましたが、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、市長が適当と認める施設というふうに規定をし直し、また、産業廃棄物、一般廃棄物の処理業者は除くということにします。

奨励金の交付額につきましては、誘致地域以外に立地した場合の雇用奨励金、用地取得奨励金、借地借家奨励金の交付額は2分の1とします。

なお、用地取得奨励金の投下固定資産額の下限値を、3,000万円から1億円に引き上げをし、以前に交付対象となった土地については交付しないということにしたいと思っております。

奨励金の種類ですが、ホテル等立地奨励金、医療立地奨励金、オフィス立地奨励金を追加いたします。

ホテル等立地奨励金は、スポーツツーリズムを推進する上で、宿泊施設が不足している状況に鑑み、ホテルや旅館を誘致するものです。

また、医療立地奨励金につきましては、市内企業で働く従業員の医療環境の充実や、地域医療を担う中核病院の医療強化及び市内雇用の拡大を図ることを目的としています。

オフィス立地奨励金につきましては、県外の事業者が、業務拠点を地方に確保するために、市内にサテライトオフィスを設置する際に交付するというふうに考えてございます。

現行で、農村地域工業等導入促進法の規定による、工業を導入すべき地区ということで、農工団地というふうに呼んでおりますが、農工団地に新設又は増設した場合に、固定資産税の課税を減免する規定が現行あります。しかし、今回の規定では、市内全域を奨励金の対象地域とすることから、この規定を削除するものであります。

なお、改正条例の施行日は、令和3年4月1日と考えております。条例改正の案につきましては、直近で開催される議会で、議案として提出いたしますので、御審議いただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○中村議員 1点お尋ねいたします。今回説明された中で、投下固定資産額を3,000万円から1億円に引き上げたということですが、これに対する考え方、見解をお尋ねいたします。

○商工観光課長 現在、用地取得奨励金の投下固定資産額が3,000万円を超え3億円以下の場合に、土地購入価格の10%を用地取得奨励金として交付して

いるものでありますけれども、そちらを、現行の状況に鑑みまして、3,000万円ではちょっと安すぎるのではないかとということで、1億円ということで上げさせていただきました

○中村議員 ちょっと、よく理解できなかつたのですが、3,000万円という下限を1億円に引き上げるのは、ただ単に、3,000万円の投資額だと、そのような奨励金を出すに値しないと、端的に言うともそういう意味かと思いますが、安すぎるというのは、見解と言ったのは、感覚的に3,000万円から1億円未満の従来額については、奨励金を出すに値しない額ですと、そういう見解だということでよろしいのでしょうか。

○商工観光課長 おっしゃるとおりになります。

○議長 ほかにございませんか。

○宮本議員 この条例関係外になるかもしれませんが、1つお聞きしたいと思います。

今、スマートインターが間もなく完了ということで、進められておりますが、周辺に企業誘致とか団地などというお話もあったかと思いますが、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長 宮本議員からのお尋ねのとおり、矢板北スマートインターチェンジの開通に当たりまして、周辺地域に産業団地に適した地域がないかということで、調査をしたことはございます。

その結果につきましては、矢板市独自で団地を造成することになりますと、ちょっと費用的にもかかるものですから、栃木県のほうに要望させていただきまして、県と連携して取り組めるように、お願いしているところであります。

ですので、具体的にはまだ進展はございません。

○宮本議員 絶好の機会だと思imasるので、積極的に県とのやり取りを進めて
いただきたいと思imasます。

市長にも、よろしくお願いいたします。

○市長 先ほど、商工観光課長から御答弁を申し上げたように、矢板北スマート
インターチェンジ周辺の産業団地開発につきましては、平成28年度に、日
本立地センターのほうに業務委託をいたしまして、産業団地の立地可能性調
査というものを実施をさせていただきます、その結果について報告を受け
ているところでございます。

ただ、しかしながら、幾つか候補地がある中で、最も有望と思われる区域、
現在のスマートインターチェンジ計画地の北西側になります、長井地内にな
りますけれども、そちらを造成する場合には、用地補償費を含めずに、14ヘ
クタールを造成するのに11億円かかるというような結果でございました。

これは以前、議会の一般質問の中でお答えをしておりでございます。

そういった中で、新たに県が産業団地を造成する場合には、都市計画法上
の用途を指定する必要があります。この用途の指定には、原則として20ヘ
クタール以上ということございまして、現状では県、県企業局であります
とか、県土地開発公社が、造成・分譲する規模には達していない状況にござ
います。

また調査をいたしますと、特にその区域につきましては、水源がなかなか
得ることが難しいといった課題も明らかになってきているところでございま
す。

このような課題がある中で、どのような形で矢板北スマートインターチェ
ンジ周辺の産業団地開発をしていくのか、ということにつきましては、先ほ
ど商工観光課長からも御説明申し上げましたように、矢板南産業団地の販売

区画が残り僅かとなっております。

矢板南産業団地の拡張、またはシャープ栃木工場の跡地利用、そして、議員からお話のございました矢板北スマートインターチェンジの周辺、これらの中から、どういうふうな優先順位をつけて整備をしていくのかということから、県と協議をさせていただいているところでございますので、そういった経過があることは御理解いただければと思います。

○宮本議員 ありがとうございます。いろいろ難題はあるということは理解したのですが、その難題の中で、市長は、もし可能であれば、何かしらの別な方向性を考えるべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はまだ、お考えの中にはございませんか。

○市長 特に宮本議員が念頭に置かれているのは、いわゆる工業団地、産業団地としてなのかなと、それに沿うような形で、今日は企業誘致条例の改正について、御説明をさせていただいたところですが、矢板北スマートインターチェンジの立地、高原山麓を控えている矢板北スマートインターチェンジ、矢板北パーキングエリア周辺の立地を考えますと、例えば、工業専用地域または工業地域の用途を指定して、そういった業種を誘致、整備することだけではなく、例えば、現在ございます矢板北パーキングエリアをさらに拡張等をする中で、これは私のアイデアで、ネクスコとの下協議もまったく実施されておられませんけれども、観光交流拠点、または観光交流エリアの中核的な区域として整備をしていくことも、産業団地開発と併せて、検討していく必要があるのかなと思っているところであります。

地域の皆さんの御意見等もお聞かせいただきながら、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○宮本議員 泉地区では、本当に、いろいろなものがなくなっている状況です。

矢板市内もそうなのですけれども、特に農村地域でありますので、何らかの起爆剤のようなものを、市長として考えていただきたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑭ 矢板市選挙管理委員会委員長及び職務代理者について

○選挙・監査事務局長（星野朝子） 昨年12月の第365回矢板市議会定例会におきまして、選挙管理委員及び補充員を選挙いただきまして、ありがとうございました。

御選出いただきました選挙管理委員につきましては、任期初日であります、1月29日に選挙管理委員会を開催し、委員長に佐藤通芳氏、職務代理者に青柳勝次氏が選任されましたので、御報告いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部より、何かございませんか。

○掛下議員 先般の2月5日付けで、温室効果ガスの実質ゼロ宣言ということで、特に積極的に進めている那須塩原市から、全国の市町村議会と作ったということが載っておりました。

栃木では、鹿沼と大田原と那須の3市町村を含む全国130市町村で構成するということで、矢板のほうも、実質ゼロを宣言ではないですけれども、方針として進めておりますので、このような前向きな協議会につきましては

参加したほうがよいと思って新聞を見ましたので、市長もどうでしょうか。

積極的な関わりを持ったほうがよいと思いますので、よろしく願いいたします。もし市長、見解があればよろしく願いします。

○市長 気候変動対策につきましては、今年の今頃だったと思いますけれども、私、那須塩原市のほうに参りまして、気候変動対策センターを当時は設置予定でありました、那須塩原市の渡辺市長とお会いさせていただきまして、この気候変動対策には、市・町の境があるわけではないので、ぜひ一緒にやらせていただきたいというようなお話をさせていただいて、御快諾をいただいたところでございます。

現在、庁内におきまして、どういった組織がこの気候変動対策を担っていくのかということも、総合計画・総合戦略を策定する中で、具体的に検討をさせていただいているところでございます。

また、今年の4月からでございますが、県で気候変動対策を所管いたします、環境森林部の地球温暖化対策課のほうに、職員を1名、派遣をいたしまして、現在、実務研修をさせていただいているところでございます。

この地球温暖化対策課、今年の4月からは組織改編で、気候変動課というふうに名称が変わるといような記事も、今日あったかと思いますが、そういった中で、県とも連携をしながら、県の環境森林部または県の保健環境センターとも連携をしながら、取り組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、しかしながら、協議会に入ったから、すぐ何かいいことがあるかということでは、決してないということでございます。

まずは矢板市なりのスタンスを確立させていただいた上で、広域連携で取り組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないようですので、以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(11:30)